

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	29	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油取引税）		
要望 項目名	元売業者の要件に対する所要の措置		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 軽油を輸入することを業とする者は、総務省令で定める基準に該当することで、申請に基づき、総務大臣により元売業者として指定される。その基準の一つに、軽油の輸入量が設定され、具体的には、最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル以上であることが定められている。一方、この基準に該当しなくなった場合は、総務大臣は、元売業者の指定を取り消すことができるとされている。 ・ 特例措置の内容 上記軽油の輸入量の基準について、軽油の輸入事業者の足下の輸入状況を勘案し、見直しを行う。		
関係条文	地方税法 第百四十四条の七 地方税法施行規則 第八条の三十		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 元売業者の指定取消に係る基準の見直しにより、制度の安定的な運用を図り、我が国の燃料の安定供給を確保する。 （２）施策の必要性 軽油の輸入量を元売業者の指定に係る基準の一つとすることで、元売業者による一定量以上の継続的な軽油の輸入が行われ、我が国の燃料安定供給がなされてきた。一方で、この基準に該当しなくなった場合に元売業者の指定を取り消すことができるとする現在の規定は、今般のように中東情勢の変化に伴い軽油の輸入が困難になるといった他律的な輸入量減少要因を考慮していない。仮に、他律的な要因による減少の影響がある期間の輸入量の基準について何ら措置が取られないまま指定の取消しが行われた場合、政策目的に反する形で元売業者の特別徴収義務者としての事業継続性、ひいては、我が国の燃料の安定供給に支障をきたすおそれがあることから、軽油の輸入元売業者の指定の取消に係る基準の見直しが必要である。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	元売業者制度の安定的な運用を図り、我が国の燃料の安定供給を確保する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	2件程度
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	元売業者制度の指定取消要件において、他律的な要因が軽油輸入元売業者へ与える影響を考慮するよう所要の措置をとることで、元売業者制度の安定的な運用が図られ、我が国の燃料の安定供給が確保される見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	現行措置されていない他律的な要因による影響を考慮するための、元売業者の指定取消に係る基準の見直しを行うことで、元売業者制度の安定的な運用を図り、我が国の燃料の安定供給を確保するものであり、妥当。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—